

## 虐待の防止のための指針

### 本指針の目的

本指針は、令和3年度介護報酬改定に伴う「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の改正により、高齢者の尊厳の保持を大きな理念とし、高齢者虐待の防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、および養護者への支援を行うために必要な措置を定めるものです。施設・事業所の全職員がこの指針を理解し、実践することで、利用者の権利利益を守り、安心・安全に働くことができる職場環境を構築することを目的とします。

### 1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

- ・当施設は、いかなる高齢者虐待も許されない行為であると認識し、職員一人ひとりが利用者の人権と尊厳を尊重したサービス提供に努めます。
- ・虐待は、利用者の身体的・精神的な苦痛だけでなく、介護の質の低下や職員の士気にも影響を及ぼすため、未然防止が最も重要です。
- ・たとえ利用者が認知症等により意思を十分に表明できない状態であっても、人間として尊重し、その人らしいケアを提供することが「尊厳の保持」に不可欠であると考えます。
- ・虐待防止対策は、単に虐待が発生していないから問題ないという考え方ではなく、必要な防止策が講じられていることが重要です。

### 2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- ・当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。
- ・本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、当該者を以て、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とみなします。
- ・委員会は、施設長を含む幅広い職種（介護職、看護師、介護支援専門員、管理職など）で構

成し、必要に応じて外部の専門家も委員として活用することが望ましいとされています。

- ・ 委員会は、毎月開催し、その結果は全従業者に周知徹底を図ります。
- ・ 身体拘束適正化に関する委員会など、関連する他の会議体と一体的に設置・運営。
- ・ 会議の実施にあたっては、テレビ電話装置等のオンラインシステムを用いることがあります。
- ・ 委員会の議題は担当者が定め、以下の内容について協議します。
  - 虐待防止委員会と施設内の組織に関すること
  - 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ・ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ・ 研修内容は、高齢者虐待防止法の基本的考え方、虐待の種類と発生リスク、早期発見・事実確認と報告等の手順、発生した場合の改善策など、虐待等の防止に関する基礎的な知識の普及・啓発と、当施設の指針に基づく防止の徹底を図る。
- ・ 新規採用時には必ず研修を実施します。
- ・ 研修の開催頻度は、年2回以上。(4月・10月実施予定)
- ・ 研修内容は必ず記録に残し、研修資料、実施概要、出席者等を保存します。
- ・ 研修の実施には、職員会議の一部を活用したり、eラーニングなどの外部サービスを導入したりするなどの工夫が考えられます。

#### 4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。
- ・客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- ・緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を最優先し、市町村及び警察等の協力を仰ぎます。
- ・初期対応が重要であり、不適切な初期対応は状況を悪化させる可能性があります。
- ・問題発生時には、虐待を受けた職員の安全を第一に、即座に対応し、「初動マニュアル」等を活用します。

#### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ・職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。
- ・虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ・担当者は、相談や報告があった場合、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、事実確認を行います。
- ・事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ・上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- ・事実確認の内容や発生経緯を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案の検証、原因除去、再発防止策の作成を行い、職員に周知します。

#### 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- ・利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

- ・国及び地方公共団体は、成年後見制度の周知と利用に係る経済的負担の軽減のための措置を講じ、利用促進を図るよう努めることとされています。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者が内容を苦情解決責任者に報告します。
- ・苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- ・対応の流れは、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項に準じるものとし、相談者にはその顛末と対応を報告します

## 8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ・入所者等は、いつでも本指針を閲覧できるようにします。
- ・当施設ウェブサイト等において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## 9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ・当施設は、上記に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に常に研鑽を図ります。
- ・ハラスメント対策は、介護職員を守るだけでなく、利用者の介護サービスの継続的で円滑な利用にも繋がる重要な対策です。
- ・ハラスメントは介護現場の職員への権利侵害と認識し、組織的・総合的に対策を行うことが必要です。

改訂:令和3年4月

令和7年4月

(参考) 高齢者虐待の定義

- ・ 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。これには、医学的診断や介護サービス計画に位置づけられていない身体的苦痛や病状悪化を招く行為の強要、職員の都合でベッド等へ抑えつける行為、「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制などが含まれます。
- ・ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。具体的には、著しい不衛生な状態での生活、褥瘡の放置、水分・栄養補給の怠り、医療が必要な状況での受診させない行為などが挙げられます。
- ・ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例としては、脅しや侮辱、無視、嫌がらせ、排泄の失敗を嘲笑すること、子ども扱いすることなどが含まれます。
- ・ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。本人の合意がないあらゆる形態の性的行為やその強要、下半身を裸にして放置する、人前で排泄をさせるなどが該当します。
- ・ 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の無断での自宅売却、年金や預貯金を本人の意思に反して使用するなどが含まれます。

(参考) 身体拘束の定義

- ・ 身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。
- ・ 「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則として全て高齢者虐待に該当します。
- ・ 身体拘束の廃止・防止の対象となる具体的な行為には、ベッドへの縛り付け、ベッド柵で囲む、ミトン型手袋の装着、Y字型拘束帯や車いすテーブルの使用、立ち上がりを妨げる椅子の使用、介護衣（つなぎ服）の着用、他人への迷惑行為防止のための身体拘束、向精神薬の過剰服用、居室等への隔離などが挙げられます。
- ・ 身体拘束は、高齢者の尊厳を害し、自立を阻害する多くの弊害をもたらします。これには、関節拘縮、筋力低下、褥瘡といった身体機能の低下や、不安、怒り、屈辱などの精神的苦痛、さらには職員の士気低下や社会的不信といった社会的弊害が含まれます。

- 「緊急やむを得ない場合」とは、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件をすべて満たす状態に限定されます。これらの要件の検討は、本人の尊厳を守るためのプロセスであり、極めて慎重に行う必要があります。